

其の天下に運用するには、元の徳にして、至仁慈愛、一物も愛せざるなく、孔子之を「君子體仁足以長人」と説かれて、四海萬姓を子視するの、鬪然たる仁心、掩覆して漏さず、匹夫も其の澤を被らざるなく、一民も其の處を得ざる無きやうに、惻怛不忍の誠、四體に溢れ、聲音に顯れて、民心をして感動悦樂せしむるを、仁の用とす。是れ人君第一の徳にて、其の命令に發し、政事に施し、法制に著はれ、事業に及ぶも、一つも此の仁心に基づかさざることなし。若し此の仁心に基づかさざるときは、如何なる命令政事も、法制事業も、民心服せずして、見るに足らざるなり。故に、「爲人君止於仁」と云ひたるなり。

其の次は、亨の徳にて、君臣上下、人民社會、相會通するの禮なり。孔子之を「嘉會足以合禮」と説かれて、君臣敬愛の秩序、上下恭讓の品節、朝廷百官、閭巷村里の會合輯睦、皆を其の式度あり。加之内外の交親、往復の規則、其の他、官職の組織、制度法律文物の修飾に至る迄、燦然煥然、善美を極むるを禮の用とす。

仁の愛育に始りて、禮の會通に盛んに、隨て其の結果の宜きを得るを、利の徳として、之を義と云ひ、「孔子利物足以和義」と説かれたり。蓋し天地の造化、一物も其の宜きを遂げざる者無く、人君の政道、一事も其の利用を得ざる者なし。後世の利を云ふ者、己を利して、人を利せざる者を、専ら利と云ふ、是れ貪慾にして、眞利に非ざるなり。故に、利と云ふ者は、事々物々、其の宜きに適して、上下四方、各其の分願を得て、天下美利を被らざることなし。之を義の和と云ふは、義を以て、利の眞理を解釋するなり。

先きの仁の生育愛養、禮の會通節文、凡そ天下に施す處の殖産、興業、汽車、汽船、電信等に至る迄、其の利を收めて、民生の用とならざる無し。之を義の用とす。且つ仁の愛育は春生なり。禮の會通は夏長なり。義の和は秋收なり。故に、刑罰も亦秋官に屬して、義の和とす。其の刑、皆な其の罪に當て罪人服し、良民枕を高くして、其の堵を安んずる者、是れ義の和にして、民を利する所以なり。義の利にして、利の義たる明かなる哉。貞の徳は、四徳の終りに在りて、正固に識別保守するの智とす。孔子之を「貞固足以幹事」

白は萬事の
根幹たるも

と説かれたり。

夫れ仁は、専ら愛を主とし、禮は、専ら通を主とし、義は、専ら宜きを主とし、而して天下の事、千變萬化、悉く正理の在る處を識別、確守するは、至て難し。唯だ聰明睿智にして、其の當に愛す可きを愛し、其の當に惡む可きを惡み、其の當に行ふ可きを行ひ、其の當に止まる可きに止まり、其の當に利す可きを利し、其の當に利す可からざるを捨てて、正理の在る處を識別、明斷して、確乎不拔、以て天下萬事の幹本となるに堪ふ可きなり。之を智の用として、四徳の終りに在り。猶ほ冬藏の根柢ありて、復た春生を發するが如く、智の蘊蓄深からざれば、仁禮の發揚大ならず。是れ智の終りを爲し、始を爲し、人君の大徳と爲す所以。故に、大學には明德と云て、専ら明智を主として、仁、其の中に在り。天祖の御訓は、鏡を先にして、智を本體となし給へり。智、仁、勇、仁、義、禮、智、一を缺きては、君道と爲す可からず。と雖、臣民を統治し、萬機を裁決するは、最も智の用に屬す。尋常、博學多識を貴んで、智と爲すと雖、抑、亦末なり。明睿識斷、萬事に幹たるに非ざれば、

仁禮義智の
四徳

智の徳とするに足らざる也。

右仁、禮、義、智の四徳、相持して互に運用し、順序を差へず、須臾も留滯無く、進んで、又進み、日に新に、又新なる時は、天下萬民、仰觀伏聽、之を順承するに違あらず。其の仁の愛育する所に感化し、禮の會通する所に鼓舞し、義の和利する處に安樂し、智の貞幹する處に固守集合して、歡欣踴躍、倦むことを知らず。君徳の運用に斡旋せられて、惟れ日も足らざれば、上を犯すの心を生ずる暇も無く、亂を起すこと曾て有らず。天下は何つ迄も太平なる可きなり。

列聖皆な易
道に適ひ給
へり

古來の歴史に徴するに、神武天皇の御東征は、豫の所謂「利建、侯行、師、聖人以順動、則刑罰清、而民服」豫象傳「聖人以通天下之志、以定天下之業、盛徳大業至矣哉」繫辭傳是れなり。綏靖天皇より、開化天皇に至る迄は、所謂「无思、无爲、易簡」繫辭傳の至治是れなり。崇神天皇の御經綸は、所謂「範圍天地之化、而不過、曲成萬物、而不遺」繫辭傳是れなり。景行天皇の東征西伐、封域を開き給ふは、所謂「吉凶與民同患、聰明叡智、神武而不殺」繫辭傳是れなり。

應神天皇の文を崇び、儒を聘せらるゝは、所謂「觀國之光」尙賓觀象傳是れなり。仁徳天皇の用を節し、民を富まし給ふは、益の所謂「損上益下」民説無疆象傳自上下道大光是れなり。孝徳天皇の制度を革め給ひしは、所謂「大人虎變」其文炳革象傳是れなり。天智天皇は、其の始め潜龍の徳にて、「利見大人」乾象傳乃「包荒用馮河」泰象傳終に「財成天地之道」輔相天地之宜。以左右民上象傳是れなり。其の他、歴々枚擧するに暇あらず。皆な「與天地合其徳」與日月合其明。與四時合其序。與鬼神合其吉凶言文給へる故に、百姓日に善に遷りて、自ら知らざるの教化にありたるなり。

漢土歐洲の創業中興の聖師明王にて、天徳天道に合ひたる時代は、皆な至治文明とも稱したりと雖、君道の變易するを貴ぶより、遂に進犯して、君徳を變革するに迫り、或は君體の一定不動に泥みて、君道も併せて留滯進歩せず、終に君體を保つこと能はざるに至れり。皆な共に變革を以て、君體の習慣と爲して、我が朝の萬世不易の君體には、萬々及ばざるなり。輓近の政黨家、民權論、社會説の盛んになりたるも、皆な君體の一定な

政黨も民權も社會説も皆な君徳中に陶鎔せらるるを要す

らずして、君道の日新變易ならざるに起りしなり。元來、天體は世界を終始包含して、日月山海も、天中の一物なれば、君體は天下を主宰保合して、臣民は君體中の一分子なり。故に、政黨と云ふ者あるべからず。民權と云ふ理もなく、社會説も起るべき筈なし。君徳の剛健、日に進んで息まず。乾の六龍に駕するが如く、智能勇力ある者を、衆に擢てて之を指揮せらるれば、政黨を唱る者、下に在らず。仁愛の徳、民心に洽く亨りて、萬民各感悦して、怨むる者無ければ、民權を云ふ心無し。其の貧富貴賤、各其の分限に應じて、其の利を得、其の生を安んずれば、貧富平均の説あることなし。畢竟、人君兆民の上に立ち、率先誘導して、其の好惡する處の機を察して、之を措置せらるれば、政黨も、民權も、社會説も、皆な君徳中に陶鎔せられて、下民異言を起すに暇あらざるなり。

歐洲各國の文明と稱し、富強と云ふも、未だ易道の眞理に合一ならざるより、種々の變亂絶えざるなり。但、當世獨逸國君相の如きは、其の君體君道、大に本朝に似たる處ありと聞く。本朝にても、中古以降、君徳の剛健、日

維新の事業は易道の實行

新を缺きしより、君體も殆んど衰微に垂んたりしに、近く、御一新の御事業に至ては、君體は、全く一定の天體を鞏固に爲し給ひ、君徳は、乾の剛健を以て健行息まず、千緒萬端の御改革變易窮りなく、仁、禮、知、勇の御施爲、春、夏、秋、冬の其の時節を違へざるが如く、其の順序を得て、日々に新に、又日に新に、群才を駕馭し給ふは、六龍に乗ずるが如く、二十年の今日に至て、未だ其の疆りあるを知らざるなり。是れ全く易道の御實施と云ふ可し。特に御誓文の五箇條中に『庶民各、其の志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す』とあるは、全く繫辭傳の『黃帝堯舜氏作、通其變、使民不倦』と云ふの文字を、御採用なりたるにて、御一新の目的は、乃ち易道なること、疑を容れざる所なり。

畢竟、易道の大意は、變易時に順ふ道理にして、人君能く時勢に順て變を通ずれば、人心倦むこと無く、亂、決して起らざるなり。凡そ物、其の極に至て之を變ずることを知らざれば、必ず亂るゝ者なり。然るに、輕易に之を變ずれば、亦亂を招くの本となる。喩へば、春花の散り残りたる隙より、新

天に先だつ
事天に後る

翠の萌芽を生じ、首夏の清陰と變易する故、人皆な春に厭く心も無くして、夏景の新たなるに移り喜ぶなり。若し之に反して、既に夏氣に移りたるに、猶ほ春衣を服して、脱換すること知らず、或は未だ薄暑に及ばざるに、物好みに絺綌を著するが如きは、人皆な之を厭ひ、或は驚き怪みて、順從せざるなり。人君其の時に至て、其の變を通ずることを知らず、又己の好む處に任せ、私意を以て、時に違て變易すれば、皆な亂を招くの本となる。故に孔子の傳に『大人者、先天而天弗違、後天而奉天時』とありて、人君能く天心の向ふ處を祭し、其の機に先立て、其の事業を興せば、天心も亦必ず感應して、其の成功を遂ぐ。之を『先天而天弗違』と云ふ。又、天時既に物を開くの節に至ては、直に其の時を順奉して違ふこと無ければ、亦其の成功に至る。之を『後天而奉天時』と云ふ。先天後天、先後の遲速ありと雖、天心に順て違はざるは、皆な一なり。

但、天時未だ至らずして、天機は、既に微しく動き、天時已に至りても、人皆な之を知るに及ばず。此の間、髮を容れざるの處、唯明睿の大人、早く洞見

明睿の大人
之を洞見す

して、其の機に先立つて之を發し、又其の時を失はずして、速に之に應じ、能く果斷勇行すれば、天心に違はず、天道に則とり、天下は、幾萬年も太平なるべきなり。然れども、機を早まりて、事を爲し、又時に後れて變ずることを猶豫すれば、皆な事の敗れとなる。御一新前、天下攘夷鎖國論熾んなるの日に、早く開國論を發して、其の事行はれず、其の身も敗れを取り、御一新後、世運文明に進むの時に、猶ほ固陋の説を守りて、時世に後れ、其の身の進路に迷ひたる類、皆な此の先天後天の道理に違ひたる實證なり。御歴代の 聖帝は、皆な此の道に順ひ給へる中にも、勝れて著しきは、神功皇后、外征の御識斷、天智天皇、内治の御輔佐にて、先天後天の御模範とも云ふ可きなり。故に、自今以往、天下の御事業、益、進み、益、新に、變易疆り無しと雖、其の主要は、天心向ふ處の機と、天時の已に至る處とを洞察し、其の變易すべき時と、變易すべからざる時と、其の變易の急にすべきと、緩にすべきとを審かにし、其の變易の急にすべきは、天に先立つて之を發し、其の變易すべからざるは、習慣に従て容易に變易せず。一々其の

神功の外征
天智の内治

易書は皇道
の註解

宜に適中して、毫も愆ること無ければ、民心は、常に歡欣鼓舞して、頌歌するに違あらず。御代は、幾萬年太平なりと云ふとも可なり。是れ皆な、至誠剛健の御徳、仁禮義智の御運用に基づき、乃ち乾、元、亨、利、貞之を約すれば、智、仁、勇、神器の御訓に歸著すれば、今日の御學問も、此の易に止まり、此の書を以て、皇道の註解と、御覽ありて然る可しと存じ奉るなり。是れ臣が謹て今年の御講書始を祝して、『乾、元』の一句を講述する微意なり。

明治二十年丁亥一月七日進講

右講畢、偶爾得、二絶、謹錄、併上之。

自、接、天、顔、十七年。 承、恩、日、日、侍、經、筵。

今年七十身猶健。 復、對、天、顔、更、說、天。

天體無疆幾萬年。 天行不息日乾天。

老臣雖蹇何言倦。 尾得飛龍躍九天。

元田先生進講録終

鐵華吉本君頃ろ故元田東野翁『進講録』の稿本を公にせんとし、余が明治二十四年一月、翁の薨去に際して、『國民之友』に掲げたる一文を、卷末に附載せんことを求めらる。抑も翁は明治の醇儒にして、堯舜孔子の道を以て、我が今上天皇に傳へ奉りたる人也。所謂『一片丹心明主識』とは、翁の境遇を、自から道破せられたるものにして、固より後生の喟を俟たず。然れども余が家二世、翁の高風を仰ぐ、君の請に應ずるは、誼辭す可らざるものあればなり。

明治庚子三十三年三月

徳富猪一郎識

元田東野翁

人生の大海
に痕跡を留
むるもの

人生夢の如し。乍ちにして來り、乍ちにして去る。その來るや、悦ぶものあり、然れども世界は黙々たり。その去るや、哭するものあり、然れども世界は沈々たり。彼れ何ぞ冷淡なる、彼果して涙なき耶、情なき耶、血なき耶。彼れ大海の如し、細流之に注いで、更に溢るゝことを爲す、水氣蒸騰して、更に涸るゝことを爲す、盈る無く、虛る無く、始無く、終無し。人の生死、猶其れ一滴の水の去來のみ、彼豈に無情ならんや。彼れ餘り大にして、更に其の細胞の變遷に向て、痛痒を感ずること能はざるが爲のみ、唯だ此の痛痒を感ずること能はざる世界の大海に於て、猶ほ珊瑚島の星羅するが如く、其の長歩の記憶に痕跡を留むる者あり、即ち基督の如き、釋迦の如き、孔子の如き、皆其の一なり。

孔夫子

試に思へ、彼の孔子、何事を成せし乎。彼は寂寞として世に出たり。其の出るや、天使來り謠ひ、明星來り飛ばざりしなり。その死するや、寂寞として世を終れり。之を哭したるは七十子の徒のみ、而して此の寂寞たる一の紳士は、遂に三千年の今日迄も、世界の——少くとも半世界の師範として、其の温かなる記憶を世に留めたるに非ずや。

温良恭謙讓
なる標式的
紳士

彼の人心人情に根ざし來る一大常識コンセンサスは、千載の教文たり。然れども、吾人は其の教文よりも、寧ろ彼の品性を愛慕追攀、禁ずる能はざる也。彼は革新者にあらず、況んや革命者をや。彼は獨闢の宗師にあらず、彼は折衷家也。彼は最も風潮に敵するを欲せざる也。彼は風潮を導て、之を少くとも正善の域に達せんと欲したり。故に彼は決して固陋にあらず。彼の固陋ならざるは、猶ほ彼の殺急ならざるが如し。彼は實に正義と智慧とを兩立せしめ得ることを宣言し、而して之を實行せり。彼は或る意味にては、高尚なる臨機應變者なり。所謂「時中」の二字、之を説明して餘蘊なし。吾人は論語を讀む毎に、實に眼前髣髴として、一個の温良恭謙讓なる標式的紳士を活現せずんばあらず。

東野翁の死
と世間

元田東野翁の逝くや、聖主は之が爲に宸襟を惱まし給へり。其の親朋故舊は、之が爲に啼泣せり。其の晩年の一知己たる勝海舟翁の如きは、殆ど余も亦幽界の遠旅に同行するも知る可らずと嘆息せり。而して其の葬らるゝや、儀仗兵臨めり、總理大臣臨めり、他の國務大臣臨めり。然れども我日本の社會は、未だ曾て少しも感動せざるなり。新聞紙は翁の死去を記せり、其の男爵に叙せられたるを記せり。其の葬儀を記せり。然れども之を記するや、所謂る只一個の樞密顧問官として記せしなり。極めて淡泊に、極めて冷淡に。

翁の死は思想變遷史に印象を遺す

吾人は毫も之を異しまざるなり。何となれば翁の如きは、赫々の功無く、明々の名無し。彼の新島襄先生の死去よりも、寧ろ中村福助氏の病氣に痛痒を感ずる社會にして、彼の板垣伯の脱黨事件よりも、彌生館の壯士の亂暴をば、特筆大書する新聞紙にして、斯の如き事ある、固より異しむに足らず。但だ吾人に於ては、聊か其の趣を殊にせざる可らざる者あり。何となれば元田翁が此の世を去りたるは、實に我邦に於て、最も進歩せる儒教的思想の代表者を失ひたる事實にして、亦以て我邦思想變遷の年來記に、印象を遺す可き價值あるを信ずればなり。豈に之に止まらんや、我邦は實に溫良忠摯、寛和にして禮文ある、儒教的老先生を喪ふたるなり。翁は文政元年一月肥後熊本に生る。恰かも是れ、徳川時代後殿の大文學家頼襄が、九州を遊歴して、熊本に抵り、「銀杏樹高誠故國」と歌ひたる當時にてありし。翁は實に中士以上の家に生れ、最も整頓せる封建社會の中に成長せり。翁は其の統系よりすれば、維新革命前紀の人に屬す。故に其の中年以後維新の變動に遭遇したるも、血氣既に定りたる時にして、其の從來の信仰を、頽濤の中に漂し去るが如きことあらざりし也。晩年——明治四年五月——明治二十四年一月——聖天子の知遇を辱うし、宮禁に出入する二十年。終に明治朝廷第一の耆老を以て、光寵と慰樂とを擔て此の世を去る。世間風波多しと雖、而して特に翁が經歷したる年代は、最も迅

多福の生涯

翁の志は君を堯舜に致すに在り

風猛浪の高頂なりしも、翁は閒々然として世に出て、平々然として世を去れり。翁も亦多福の人なりと云ふ可し。

且つ翁が少小より其の先輩横井小楠、長岡是容の諸君と講習したるは、君を堯舜に致すの術なりき。而して豈に料らんや、其の先輩或は轆軻にして死し、或は兇豎の毒刃に斃れ、空しく胸間に蟠屈する大經綸を懷て、九原に赴きたるに、獨り翁は君側に侍する二十年、其の壯歲學ぶ所を以て、之を事實に施すの好機會を占有せり。翁は果して其の志を達するの力を有したるか、果して其の志を達したるか。是れ吾人が卒爾に斷言する能はざる所なりと雖、其の志は確かに君を堯舜に致すに存したるや明なり。翁の忠純なる、豈に其の志を欺くの人ならんや。翁が品性、志氣、趨向の大半は、横井小楠先生より陶鎔せられたりと云ふ可し。翁は實に自から小楠先生の朋友——寧ろ弟子として朋友なることを認めたり。翁曰く、

余年二十、初見先生、先生曰、爲學須通古今、明大義、開活見、施諸世務而已。若夫詩文亦發於忠孝天性、彼拘々於章句者、俗儒不足與論也。先生時年二十九、余以師兄事之、而先生待余以心友。

惟ふに小楠先生も亦、明に之を認めたるならん。一部の小楠遺稿、之を證するに、餘りありとす。

東野翁と小楠先生

故に苟も翁が本領を知らんと欲せば、先づ小楠先生の本領に溯りて、其の淵源を探らざるを得ず。梁川星巖翁嘗て小楠先生を評して曰く、彼は道學中の奸雄なりと。是れ大に誤れり。先生は奸雄に非ず、先生は實に聖門傳授の心法を以て、之を萬殊の人事に適用せんと欲したる者なり。則ち其の聖門傳授の方法は、恰もコブデ^ン氏が自由貿易主義に於けるが如く、之を一家閨門の中より、天下廟廊の上に行はんと欲したるなり。先生曰く、「心官唯是思、思則真理生」と。又曰く「果如君子學、總在格致功」と。則ち學問とは、心の聰明を研くの謂にして、一心曇翳なければ、萬事立るに順應す可しと云ふに在り。是に到りて吾人をして、殆んど先生亦た王陽明の徒にあらざるかを疑はしむるものなきにあらず。然れども先生は決して、陽明の糟粕を嘗めて自から安んずるの人にあらず。況んや宋儒の窠臼をや、固より先生も其の初年に於ては、管晏功利の學に迷ひ、更らに翻りて宋儒に求め、更らに變じて陽明に入り、吾人は更らに先生が陽明に私淑したることを公言したるを聞かず。唯だ其の遺稿中に痕跡の存するあるを認むるのみ。而して一躍潑刺、群儒の圈外に逸脱し、以て自家獨闢の乾坤を開拓したるを見る。先生の言を以て之を説明すれば、曰く、「神知靈覺湧如泉、不用作爲付自然」。先生思想の歴史は、概して此の如しと雖、其の始終を貫きたるは、心法の一事なり。修身、齊家、治國、平天下、先生の眼中に於

て、更らに二致なし。而して先生は唐虞三代に向て、其の理想的標準を求めたり。一部の書經、群儒の眼中に於ては、是れ唯だ古典のみ。彼等の此に就て心を惱ますは、其の古文今文の眞偽を疑ふに過ぎず。先生は然らず、此の伏生壁中の書に向て、最も赫焉たる理想の色彩を加へ、宛然たる三代の黃金時代を幻出し來り、其の堯舜を説く、信長、秀吉を説くが如く、最も手近く、最も明快に、宛もアンゼロン、シドニーが舊約聖書を假りて、其の熱火の如き民政論を吐き出したるが如く、畢生の大本領、活經綸は、實に此の中より抽て來れり。嗟呼古書、先生を助けたる乎。先生、古書を助けたる乎。

吾人は今茲に、先生が春岳老公の爲に作りたる、『學校問答』中よりして、先生の解釋を聞かん。

事新敷申事ながら天地の間唯一理にて候得ば人間の有用千差萬變無限候得共其歸宿は心の一ツにて候左れば此心を本として推て人に及し萬事の政に相成本未躰用彼是のかわりは候得共二ツに離れ候筋にては無之此二ツに離れざるが一本より萬殊に涉り萬殊より一本に歸し候道理にて候得ば政事と申せば直に修己に歸し修己は即政事に推し及し修己治人の一治に行はれ候處は唯是れ學問にて有之候其故に三代の際道行はれ候時は君よりは臣を

戒め臣よりは君を敬め君臣互に其非を正し夫より萬事の政に推し及し朝廷の間欽哉戒哉念哉懋哉都俞吁咨の聲のみ有之候。

又、先生が晩年の經綸を言ひ顯はしたる、『沼山閑居十首』中に、左の詩あり。
君臣尊卑殊情則如朋友相信不相疑未然互勸懲盛哉唐虞際君臣道義親滿廷吁
佛聲治化如日昇。

又、晩年の作にして、其の『讀二典』の詩中にも、左の作あり。

如聽君臣吁佛聲滿廷講學見真情叩頭流血果何益枉令資材買直名。

亦以て先生の本領を窺ふに足らん。

先生が政治上に於ける意見は、獨り是に止まらず、亦彼の天地位し萬物育るゝの道理をば、堯舜三代の治に演繹したるは、左の詩を以て證す可し。

鳥羽獸毛渾作媒四時定時百工開民庶不識若天業只道帝功安在哉。

渾將人事付皇天六府脩來又濬川勿道西洋明治術四千年古既開先。

又、元田翁が先生の語を筆記したる『沼山閑話』中にも、左の言あり。

堯舜三代の心を用ふるを見るに、其天を畏るゝ事、現在天帝の上に在せる如く、目に視、耳に聽く、動容周旋、總て天帝の命を受る如く、自然に敬畏なり、別に敬と云うて、此心を持するに非ず、故に其物に及ぶも、現在天帝の命を受けて、天工を廣

むるの心得にて、山川草木、鳥獸、貨物に至るまで、格物の用を盡して、地を開き、野を經し、厚生利用、至らざるなし、水、火、木、金、土、穀、各其功用を盡して、天地の土漏るること無し、是現在此天帝を敬し、現在此天工を亮る、經綸の大なる如し、是、宋儒治道を論ずるに、三代の經綸の如きを聞かず、其證には、近世西洋航海道開け、四海百貨、交通の日に至りて、經綸の道之を宋儒の説に徴するに、符合する所にある可きに、一として是れ無きは、何なる故に乎、然るに堯舜三代に徴するに、一に符合すること書に載る所の如し、堯舜をして當世に生ぜしめば、西洋の砲、艦、器械、百工の精、技術の功、疾く其功用を盡して、當世を經綸し、天工を廣め給ふこと、西洋の及ぶ可きに非ず、是れ堯舜三代の、畏天經國、宋儒の性命道德とは、意味自ら別なる所あるに似たり、張橫渠、西銘の合點はあれども、是も道理を推演して、合點を覺ゆるなり、治道事も封建をするの、井田を興すと云論あれども、是後世に廢れたる古法を、強て興さんとしても、人情には叶はず、却て益なかる可し、三代の如く、現在天工を亮くるの格物あらば、封建、井田を興さずとも、別に利用、厚生、の道は、水、火、木、金、土、穀の六府に就て、西洋に開けたる如き、百貨の道、疾く宋の世に開く可き道あるべきなり、時世古今の別あれば、今日の様には、開け、開布くも、其講究、義迹はいくらも、説話の残りある可けれども、是れ無きは、全く三代治道

小楠先生の
大規模

の格物と、宋儒の格物とは、意味合の至らざる處、有る可し、一草一木、皆有理、須格之とは、聞えたれども、是れも草木生殖を遂げて、民生の用を達する様の、格物とは思はれず、何にも理をつめて、見ての格物と聞えたり、大儒を批義するに非ず、後學のもの徒に説話にのみ奔りて、現在天人一體の合點なければ、大源頭に狂ひありて、事實の上に於て、道を得ざる事多し、能、合點致す可き事なり、是れ豈に先生中年の思想に向て、泰西的新思想を調合し、而して却て其の實例をば、其の平昔理想的の世界たる、堯舜時代に求めたるものに非ざるなからんや、吾人は實に此の大規模ありてこそ、先生が「帝生萬物、靈使之亮天功、所以志趣大神飛六合中」と高歌したるの偶然ならざるを知る。而して元田翁の如きも、亦此の活見中に養はれたる人なり、翁が小楠先生に於ける、宛もメランクソンが路傍に於けるが如し、小楠先生は非常の人なり、氏は常人の最も圓滿に發達したる人なり、非常の人の缺點あると、常人の圓滿に發達したるとは、其の差異自ら一種の區別あり、則ち是れ共に同意見を懷き、同時代に在るに係らず、小楠先生の一生は、戦闘を以て始終し、翁の一生は、平和を以て始終したる所以也。

東野翁政治
上の意見

翁が政治上に於ける意見は、未だ必ずしも翁が獨得の見と云ふ可からず、願ふに小楠先生の意見を紹ぎ、たるに相違なしと雖、亦見る可きもの無きに非ず、吾人は

其の一斑を知らんが爲に、茲に翁が論語爲政篇首章の講義の一節を掲ぐ可し、

(講義全文載せて本書に在り、今これを略す)

翁は實に斯の如き思想を以て、陛下に事へたり、翁の宮禁に出入すること、二十年、未だ曾て一日も斯心を失ふこと無かりしなり、翁が此の間に於て、幾何の勳功ありしや、吾人固より之を知るに由なし、然れども其の聖明を裨補したることの、尠からざるは、吾人固より之を信ぜんと欲す。

翁の品性

蓋し翁は萬事に就て、小楠先生の意見を紹成したりと雖、亦翁が特種の品性無くんば非ず、小楠先生は如何なる場合に於ても、師として立つ人なり、諸侯に對する時には、諸侯の師なり、帝王に對する時には、帝王の師なり、氣、宇宙を呑み、眼、千載に空し、其の至情、眞摯忠實なりしと雖、神龍の得て狎る可らざるものありき、元田翁は然らず、その君臣相對するや、尊卑固より異なりと雖、決して朋友の關係に非ず、況や師弟の關係をや、翁は實に左の如く云へり。

君を輔佐するには先づ愛心を以て君心に洒ぎ、愛心充溢して止まざるを覺ゆる時は自から君上の信用を得べし、
愛心の厚薄を自省するには夢寐に徴して自ら知るべし、愛心深き時は必ず夢に君王を見るべし

宮女の君王を戀ふすら、なほ夢に君王を見る、人臣として君に左右し、其君を夢に見ざるは吾心の不忠なるを徴すべし、此不忠なる薄情を以て晝間色を正くして言を盡すとも、豈君上の信を得べけんや

晩年獨得の工夫

是れ所謂翁が本領なり。是を以て知る、翁は良師に非ずして良臣たるを。此の愛の一點こそ、惟ふに是れ翁が天性の然らしむる所にして、其の初年長岡是容の翁に與へたる感化の遺物にして、又翁が晩年獨得の閱歷より得來りたる工夫と云ふこそ、最も穩當なる可し。それ唯斯の如く躬行實踐の工夫熟す、翁が聖天子の信用を得たる、亦宜ならず哉。是に於てか、吾人は、翁が進歩せる儒教的思想に隨喜するよりも、更に一層翁が品性を以て、渴仰す可しと爲すなり。

孔子の門人

翁は獨り小楠先生の友弟たるのみならず、廣き意味よりも、狭き意味よりも、實に孔子の門人と謂ふの誇言ならざるを覺ふ。孔子曰はずや、言忠信、行篤敬と。吾人は實に元田翁に於て、其の活ける典型を見る。翁は自から其の長短を知れり、其の自述に曰く、

余性柔軟、乏剛健、氣象唯無悻戾意思。是性之好處。六十年來所經歷、總以順得之。

翁は徹頭徹尾調合的の人

翁は實に自ら欺かずと云ふ可し。一世思想の大潮流に鞭て奔るは、翁が能する所にあらず。危きを扶け傾くを起すの大鐵腕は、翁が有する所にあらず。翁は徹頭徹

尾調合的の人なり。或る意味に於ては、保守然れども頑固ならず。最も秩序を好む、甚だ之を好む、然れども虚文、偽善、驕吝に陥らず。翁は實に一種の折衷家なり、從て又應變者也。其の舊思想の中に育成せられて、明治二十四年に至り、幽々の裡、君徳を輔佐し、沈々の中、國政の得失を賛し、敢て精神上に於て活ける死人とならざりしは、翁が謙虚益を求むるに在りし爲なりと云へ、亦一は小楠先生講習の餘光にして、一は其の調合的の精神に富み、坦懷物を容れたる爲にあらずして何ぞや。翁嘗て其の寫真に題して曰く、

篤誠奉君、有盡無怨、忠純慮國、闔然不見、寬和宜人、慈愛及物、不倚、不流、母固、母必守、常應變、順理、中時、世有斯人、與爾同歸。

翁自らを活躍す

東野の精舎

一個の元田東野翁、紙上に活躍せんとす。即ち其の靈性上の東野翁を活躍せんとす。吾人復た何ぞ蛇足を添るを要せん。民友氏曰く、翁の未だ召命に就かざるや、東野の精舎に於て學を講ず。精舎は熊本城の東、託麻原の一角に在り。平蕪迢々、地勢逶迤として、東北より陵夷し來る。其の東北最高の嶺を阿蘇岳となす。其の勢嶄々然、劍鋸を半天に挿みたる如く、烟焰直上、恰も敵を警する烽火臺の如し。亦以て志士、道を修むるの地に適す。童時余亦書冊を挟み、翁の門人に就て素讀を受く、記す家嚴余を拉して翁に謁せしむ、唯だ見

る廓を廻りて一静室あり、帷を排して進めば、明窓淨几の下、一老先生端然として坐するあり、童子何ぞ知らん、唯だ其の靄然たる徳容夢の如く、余が記憶に微痕を存するものあり。明治二十二年小楠遺稿編纂の擧あるや、偶、翁の手書を辱くす。余答て曰く、今や耆宿相踵で凋謝す、而して聊か意を強うするは先生の在るが爲なり、願くは先生の庭に趨りて、先哲の遺教を拜せんと。而して遂に果さざりしなり。余が大江の草舎に在るや、翁の舊廬を隔つる、僅に數百歩、楓竹鬱然、小渠其の間を繞る。余其の傍を過る毎に、未だ曾て低徊せずんばあらず。今や則ち亡矣、亦哀む可き哉。

教育勅語四十年

一 明治天皇と教育勅語

教育勅語は、實に明治天皇の御宇明治二十三年十月三十日を以て、我が日本帝國臣民に賜はりたる大經にして、この卅日(昭和五年十月三十日)を以て、實に四十週年となす。此の祝節に際して第一に心頭に湧き來るは、我が明治天皇の盛徳大業である。而して其の盛徳大業の中に於て、重なる一として數ふ可きは、實に此の教育勅語である。此の勅語は、單に現代及び百世の日本國民に對して、其の向ふ所を指點したるばかりでなく、實に日本帝國本來の面目を完全に描き出したるもの、言ひ換ふれば、日本は國家として道義立國であり、國民として道義國民である極印を捺したるものにして、乃ち之を外にしては、世界に對して、日本帝國の立脚點と態度とを宣明したるもの、之を内にしては、日本國民の本領、眞骨頭を宣示したるもの、此れをしも盛徳大業と云はずんば、何をか盛徳大業と云はむ。

教育勅語は一朝一夕にして出で來りたるものではない。此れは其の淵源を、明治

天皇聖德御完成の行程に溯りて釋ねばならぬ。而して天皇の聖德は、實に叡聖文武、聰明天縱の然らしむる所であるが、亦た其の輔弼の名臣と、至尊乾々精進の御功夫に竣つ所少小でなかつたことを知らねばならぬ。凡そ維新の元勳にして、未だ曾て君德の養成を、第一義に措かないものは無かつた。就中、三條、岩倉、西郷、木戸、大久保の如きは、最も其の心を竭した。至尊御身邊の改革は、實に西郷南洲によりて行はれた。明治天皇の剛健、質實の聖德は、固より天稟に在らせ玉ひたるも、其の翼成の功は、南洲を以て、尤とせねばならぬ。乃ち大久保甲東の如きも、恒に心を聖德の翼賛に存し、其の晩節は、行政方面をば後進の伊藤等に譲り、自から至尊に密邇して、其の啓沃の任に膺らんことを期してゐた。

斯る際にも侍講には、維新功臣中一種の風骨を具へたる副島を始めとし、其の他人乏しくなかつたが、端なくも茲に若し理想的と云はずんば、殆んどそれに幾き元田永孚出で來つた。元田を推薦したるは、實に三條、大久保等であつた。其の背後には、米田、下津、安場の同郷友があつた。而して彼は明治四年五十四歳にして、始めて天顏に咫尺して、帝王の大道を御前に講明するの位置に就いた。爾來明治天皇、昭憲皇太后の寵眷は、日一日に其の優渥を加へ、元田は單に一個の侍講たるば

かりでなく、事實に於ては、至尊の背後に於ける、最親最密の顧問の任を忝くするに到つた。而して天下概ね之を知る者無かつたのは、彼が「忠純國を慮りて、闡然として見れず」の本領を嚴守したるが爲めであらう。

此の如くして國家の進運と共に、聖德は日に就り、月に將んだ。而して、明治十二年の夏秋の交、至尊は、元田に旨を授け、「幼學綱要」を編せしめ玉ひ、同十四年六月には、之を頒賜し玉うた。其の要は、「年少就學、最も當に忠孝を本とし、仁義を先にすべし」の一句に罄してゐる。而して恐れ多くも教育勅語は、實に其の延長と云ふ可く、其の發展と云ふ可く、其の大成と云ふ可きもの。

惟ふに世界の歴史を通觀するに、國民の徳教を進めんが爲めに、努力したる君主は決して希有ではない。されど彼等は概ね君主として自から行ふ能はず、若しくは行ふを欲せざる所を以て、之を其の臣民に強ふ。言其の行と相反し、躬其の訓に忤づるもの決して鮮しとせず。但だ我が明治天皇に在しては、聖躬をもて臣民を率ゐ玉ひ、其の勅語は、唯だ至尊平昔の御理想と、日夕の御言行とを、文字に現はしたるに止まる。吾人は徒らに教育勅語の昭明、博大、典雅、莊嚴、精簡、崇高の文字を欽

誦するのみならず、其の文字の上に活ける明治天皇の儼然として在すことを仰せねばならぬ。唐の玄宗の自から『孝經』を書して頒ちたる、明の永樂帝が『四書大全』『性理大全』を編せしめたる、其の用意の周到なる、固より嘉す可し。然も彼等は、自から願みて如何、吾人は明治二十三年十月三十日、勅語を頒賜し玉へる明治天皇の御人格は、勅語其の物と云はんよりも、寧ろ勅語以上であることを景仰せずして、已む能はない。

恒に至尊に密邇して、啓沃の責を待つ老臣元田等が、『幼學綱要』頒賜より、教育勅語頒賜に至る、中間十年の歲月に於て、如何に至尊の聖徳を大成するに、獻替、匡濟の誠忠を竭したる乎、我等の彼是と付度し奉るまでもなく、聖徳の日に躋り月に新たなるもの、乃ち御製の一斑を捧誦しても、感激に餘るものがある。而して一方には明治二十二年の紀元節には、欽定憲法發布せられ、二十三年の末には、第一帝國議會の開催を見んとするに際し、教育勅語の出で來りたるは、天命人心、期せずして然らざる可らざるものあつた爲めと云はねばならぬ。

二 勅語頒賜の由來

吾人は茲に少しく教育勅語頒賜の由來に就き、具體的に語る可き必要を認め、當時地方官の錚々たる二三子相諮りて曰く、今や制度一新の際、國民動もすれば其の方向に迷ふ、而して子弟の教育亦た多岐亡羊の感を免れず、須らく百世子孫の爲めに、其の訓化の大本、教養の大經を作して、其の遵由する所を示さざる可らずと。而して此れは夙とに我が明治天皇の宸衷に顧念あらせらるゝ所にして、乃ち之を有司に命じて、實行せしめ玉うた。明治二十三年芳川顯正が文部大臣に任せられ、謁見を了りて退出せんとするや、至尊は特に新任文部大臣に向て、教育勅語に關する聖旨を宣べ玉うた。是れ記者が親しく芳川に聞く所。此に於て彼は恐悚措く能はず、専ら其の力を此に盡し、其の初稿の成りたるは、實に六月下旬と爲す。而して至尊は之に就て如何の聖慮を垂れ玉うたる乎、我等は當時、元田永孚より井上毅に與へたる書翰の一節を、茲に引用するの、必らずしも聖明を冒瀆し奉る所以ではあるまいと信ずる。

然者先頃御内示之教育

勅諭文近日上奏に相成候由にて、老拙儀へ

御下問被爲在段々思召被爲在候て、熟考申上候様

御内命を蒙り候故、不得止御受申上候。(圈點は記者の附するところ)

とある。此を見れば教育勅語が、其の筆者の誰たるを問はず、實に親裁に出でたること、炳として日星の如きものがある。

而して元田は更らに曰く、

然處右者過日も御内話申候如く、實に重要之

勅諭にて、誰が草案致しても、批難無之様には至り兼可申、貴兄にも御辭退之由、御沙汰にて拜承し、實に御尤に奉存候。

此にて井上が起草の任を辭退したことが判知る。

併もはや是迄に相成候上者、出來候丈け精神を盡し申度、既に老拙へ被仰付候上は、愚昧ながら考案を運らし、則別紙原稿に意見を加へ、修正致し候間、一應御内見へ入申候、貴兄御立案は御斷に候得共、何卒老拙之爲めに御助力被下、別紙修正案御一見、無御遠慮、御刪正被下度相願申候。

此の如く創草の任は、梧陰より東野に轉じ、東野より潤色の責を、梧陰に分つこととなつた。而して其の初稿は、記者の聞く所によれば、當時漢文を以て大名を博したる、某文學博士の手に成りたるものと云ふ。然も其の眞否は保證の限りでない。固より一に聖慮の然らしむる所。

幸に首尾之文は、貴兄之御初稿を存し有之候。老拙も素より御同案にて間然無之候處。

中間修身之條目を掲げ候最緊要之處。

叡慮に叶ひ不申、則

旨を奉じて改正致し候得共、文意適當もいかゞと恐怖仕候。

此にて見れば、梧陰も御辭退はしたが、その以前文部當局の依頼に應じ、初稿の原案とでも云ふ可きものを作り、其の原案を他の手にて修正し、之を初稿として、文部當局より至尊に奉りたるものにて、其の初稿が、更らに東野に御下附なりたるものであることが察せらる。中間修身の條目云々は、固より梧陰の原案でなく、之を修正して初稿としたる者の挿入したるものであることも察せらる。

此度之

勅諭は、則末文之通に、萬古不易之道を、御親諭被遊候事故、當世之風潮には、決して御願念無之被

仰出可然と相考へ候に付、老拙にも百世を待而不疑之存意にて立案致し置候、其御舍を以御覽被下、御加筆相願申候。

右内密得貴意度、草々不悉。

八月廿六日

東野 拜

井上 盟 兄

此の如くして彼等の間に、其の文案は幾回となく往復せられ、其の稿本の現存するもの十二通に及ぶ。而して如何に元田と井上とが畢生の肝血を、此の文字に絞るに盡したるかば、兩人の間に往復したる書翰が、尤も雄辯に之を説明してゐる。而して其の定稿となりたるは、九月上旬にして、更らに數回の閣議の後、遂ひに至尊の御親裁を経て、十月三十日を以て、教育勅語として、欽定頒賜せらるゝに至つた。然も最後の一句、威其徳を一にせんことを庶幾ふは、實に内閣會議の後、閣員山田顯義が、其の原案を携へ還りて、修正したるものとは、記者が親しく當時の文部大臣芳川顯正より聽くところ。

吾人は教育勅語の頒賜が、實に我が帝國の文化史上に於てのみならず、我が日本帝國の國民史に於て、一大劃時的大事件であることを感知する。固より當時にありては、之を尋常一様視したるもの多かりしならんも、其の感化の廣大にして、且

の深遠なるを想へば、實に此れ歴史的な一大事業として、一の大なる戦争以上に値ひするものと云はねばならぬ。而して其の殊勳者の中には、元田、井上は勿論、當局たる芳川及び當時の首相山縣をも遺却す可きではあるまい。

當時元田が山縣に與へたる書中の一節に曰く、
彼の不磨の憲法之如きも、時世に因而是修正を加へざるを得ず、此の主旨に於ては、亘於萬世而不可復易一字矣。

此の勅諭にして、閣下責任之日に於て發せられたるは、何等之慶幸なる哉。愚老竊に謂閣下文武之勳功固に雖不尠、此の勅諭之賛成を以て、山縣總理大臣一生之大功也と、感佩欽仰之餘、眞衷を吐露する事如此。

と、此の如く元田は、故らに二十三年十一月三日、天長節の佳節を卜して、此の書を裁した。而して山縣は之に答へて、

小生御誠意を賛襄仕候との御稱賛有之候へ共、敢て當る所に非ず。
右は、
聖天子叡旨之在る所と、平素貴台之御啓沃其力を被爲盡候とに由る儀と、感歎仕候。

と云うた。此れは如何にも至當の言である。事實全く其の通りだ。而して元田は其

の翌明治二十四年一月廿一日逝いた。乃ち彼の一生の精力は、教育勅語に盡きたりと云ふも誣言ではあるまい。

三 國民の大經

若夫れ教育勅語の奥旨に至りては、我等不肖の敢て叨りに闡明する所ではない。されど誰にもあれ、苟も平心にして之を捧讀すれば、昭乎として太陽の如く、何等の疑點を容れない。要するに是れ我が皇道の大綱を舉示あらせられたるに止まる。我が皇道や、所謂る祖宗以來傳統的に紹述せられ、歴史的に發達したるものにして、我が國性の結晶に外ならず。然も其の本原は國民的に發するも、其の應用は、固より世界的、國際的にして、所謂る之を古今に通じて謬らず、之を中外に施して悖らずと云ふもの、寔に此れが爲めと信ぜらるゝ、されば此の教育勅語は、其の名は教育を冠するも、單に教育に従事する者のみの服膺す可き典則でなく、日本總國民の悉く皆な拳々服膺す可きもの。而して神道者流と云ひ、佛教者流と云ひ、基督教者流と云ひ、將た凡有る宗教に關係なき者と云ひ、苟も日本國民たるものは、悉く皆な此の大經に由り、此の大道を履み、以て臣民の本分を盡し、以て君國に奉仕す可きもの、此れ則ち皇道の皇道たる所以、古人の、吾皇大道當天心の一句、以て

教育勅語の眞諦を解悟するに足るものあらん。

教育勅語は、決して褊狹なる國民精神の福音書ではない。教育勅語は我が皇道の大經にして、我が皇道は、之を内にしては一君萬民の旨義を貫き、之を外にしては四海兄弟の旨義を通す。所謂る内に仁政を行ひ、外に大義を布くは、我が皇道本來の精神となす。苟も能く教育勅語の本義を明かにするものは、區々國民心や、國際心やの差別觀に囚はれずして、實に宇内を一にし、世界を狭しとする浩浩蕩々たる廣大無邊の大國民の心境を開拓するものあらん。吾人は特に教育勅語四十年祝節に際して、何故に我が國性が能く萬國に卓越する乎を内觀し、其の國性を更らに把持、開發せしむるに就て、甚大の責任を痛感する。

人或は忠孝を以て、迂腐となす。されど孝は家庭に於ける紐帶、忠は國家に於ける紐帶、唯だ忠あり以て人を國家に繋ぐ、唯だ孝あり以て人を家庭に繋ぐ。蓋し忠孝の本義は之を擴充すれば、人類相愛、相親、相信、相助の因りて生ずる所以。教育勅語が、克く忠に克く孝にと宣うたるは、實に從來の儒教的道德を踏襲したるにあらずして、本來我が日本帝國が立家立國の基礎を、此に定めたるものであるが爲め

とせねばならぬ。但だ其の解釋に至りては、時と與に通じ、勢と與に變ぜねばならぬ。忠と云ひ、孝と云ふ、新時代には新時代に適するものあるを知らねばならぬ。能く時と與に進み、勢と與に轉ずるは、我が三千年來の歴史が、詳に之を證明してゐる。而して此の流轉止むなき中を一貫して、萬古巋然として動かざるものは、唯だ我が萬世一系の皇室である。而して此の萬世一系の皇室に對する、我が臣民の奉仕的精神である。

* * * * *

吾人は四十年を隔てて、教育勅語頒賜の當時と、四十週年を祝する今日とを對照して、頗る今昔の感に勝へざるものが多い。然も吾人は徒らに徘徊願望するを要しない。吾人は新たなる元氣を以て、如何に此の教育勅語を奉戴し、之を獎順す可き乎を熟圖し、國民的に精進せねばならぬ。嗚呼明治天皇は神去り玉ひしも、神とし我が現時の日本を擁護し玉ふ。

昭和五年十月廿八日——卅日

蘇峰學人

明治四十三年一月十五日初版發行
昭和九年六月二十三日普及版印刷
昭和九年六月二十八日普及版發行

補増 元田先生進講録(普及版)
定價金壹圓五拾錢



編著者 徳富猪一郎
發行兼印刷者 三樹退三
發行所 東京市神田區錦町一丁目十番地
民友社

發賣所

東京市神田區錦町一丁目十番地
株式會社 明治書院
電話神田(二)代表二一四七番(三)
振替東京四九九一番

東京市神田區錦町一丁目十番地 明治書院印刷所印刷



終